

★ すまいの耐震化に関するお知らせ ★ **拡充**

家具固定専門員派遣の申し込み必要戸数が10戸以上から5戸以上に引き下げ！

「家具固定専門員派遣制度」では、自治会、マンション管理組合などの地域団体がまとめて家具固定を申し込む場合、65歳以上、障がい者、小学生以下の子どもがいる世帯に対して、2家具まで無料で家具の固定を行っています。

申し込むためには10戸以上のとりまとめが必要でしたが、5戸以上のとりまとめで申し込みができるようになりました。

個人向けの家具固定補助制度も引き続き行っていますので、ご利用ください。



制度種類	家具固定専門員派遣制度 (団体向け)	家具固定補助制度 (個人向け)
制度概要	防災活動の一環として自治会やマンション管理組合などの地域団体が家具固定に取り組む場合に家具固定専門員を派遣	工務店などに依頼して家具固定を行った費用に対して補助
とりまとめ戸数	5戸以上	—
対象世帯	65歳以上、障がい者、小学生以下の子供がいる世帯	
補助内容	2家具まで無料	対象費用の1/2 (上限10,000円)
申請方法	必ず工事に着手する前に申請が必要(工事完了後の申請はできません)	

マンション耐震改修アドバイザー派遣が複数回利用可能に！

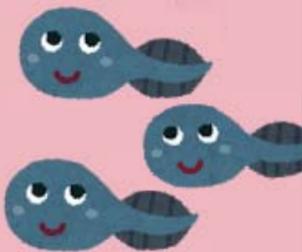


昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションの管理組合に対して、建築士や弁護士などの専門家を派遣し、耐震改修に向けたアドバイスを行う「マンション改修アドバイザー派遣」については、これまで神戸市の無料耐震診断を受けた分譲マンションが対象で、原則1回限りの派遣でしたが、神戸市の無料耐震診断を受けていない分譲マンションでもご利用いただけるようになり、さらに複数回の派遣が可能になりました。



神戸市すまいの安心支援センター
すまいるネット

土・日・祝日も営業(水曜日定休)
営業時間/午前10時～午後5時
三宮駅から徒歩5分「サンパル」4階



NEWオキールはかせ誕生！

この度、生まれ変わりました。体もきれいになり、気持ちも新たに、すまいの耐震化のPRに力を入れていきますので、応援よろしくをお願いします。

神戸市が発信する“よりよい住まいづくり”情報紙

すまいるネット通信

すまいるネット 神戸

発行/神戸市すまいの安心支援センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル4階
電話 (078)222-0186 FAX (078)222-0106



すまいるネットとは？

すまいるネットは、市民の皆さまにご利用いただける「神戸市のすまいの総合窓口」です。住まいの相談、耐震診断や耐震改修補助、共同住宅バリアフリー改修補助の窓口になっています。一戸建て、マンション、高齢者住替え、業者選びなど、住まいのことならすまいるネットへご相談ください。

平成26年度
様々な補助事業の申請受付を開始しました！！
新しい制度・拡充した制度もありますので、
ぜひ「すまいるネット」にご相談下さい！！

地域のまちづくりも
支援します！！

1. まちの不燃化促進事業

この度、「まちの不燃化促進事業」の補助受付窓口が

神戸市住宅都市局
まち再生推進課から

に変更となりました！！

補助のお申し込みやご相談がございましたら、すまいるネットまでよろしくお願いいたします。

すまいるネット

「まちの不燃化促進事業とは」

神戸市では、密集市街地において、まちの不燃化を促進するため、耐火建築物又は準耐火建築物の住宅の新築に対し、費用の一部を補助を実施しています。

【対象要件】

- ・一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅の新築(1/2以上が住宅であること)
- ・階数2階以下、延べ面積40～500㎡以内
- ※建築基準法等に基づき耐火・準耐火建築物としなければならない場合を除く

【対象区域】

(※詳しい区域は問い合わせください)
灘北西部、兵庫北部、長田南部、東垂水地区

【補助金額】

1件あたり100万円

【対象者】

対象住宅の建築主

燃え広がりにくい
まちづくりを推進
しています！！



2. 神戸市バリアフリー住宅改修補助事業 新規

高齢者のすまいのバリアフリー化を応援します！

高齢者が居住している既存住宅内のバリアフリー化の推進を図るため、要支援・要介護認定を受けていない高齢単身世帯もしくは高齢夫婦世帯を対象に、手すりの設置及び段差解消などのバリアフリー化に伴う工事費用の一部を補助する事業を始めました。

【補助の対象者】

- ・神戸市に住所を有し、自らが住む住宅をバリアフリー化しようとする方
- ・申請時点で、満65歳以上の単身世帯であること、または夫婦いずれかが満65歳以上の夫婦世帯であること。またはこれらと同等と認められる世帯
- ・世帯の全員が要支援または要介護認定を受けていないこと
- ・世帯の年収が700万円未満で、市民税を滞納していないこと



【補助の対象住宅】

- ・神戸市内の既存の住宅を対象とします。

【補助対象工事と補助対象工事費の限度額】

- ・対象者が居住する住宅における下記のバリアフリー化工事で、補助事業年度の3月末日までに、全ての手続きが完了できるもの

改修箇所	補助対象工事	改修箇所ごとの補助対象工事費の限度額	合計の補助対象工事費の限度額
浴室・洗面所	手すりの取り付け 段差解消	60,000円	かつ、 合計 18万円
便所	手すりの取り付け 段差解消	60,000円	
玄関	手すりの取り付け (玄関から道路までの通路への手すりを含む) 段差解消	60,000円	
廊下・階段	手すりの取り付け 階段部への滑り止めの取り付け	60,000円	

【補助率と補助額】

補助対象工事費（限度額18万円）の1/3を補助（上限6万円）
 ※市民税非課税世帯に限り、補助対象工事費の2/3を補助（上限12万円）



【受付期間】

平成26年5月22日（木）～先着順で受付
 ※神戸市予算額に達し次第、受付締切
 申請できる工事は、平成27年3月31日までに全ての手続きが完了する工事となります。

3. 神戸市共同住宅バリアフリー改修補助事業 継続

共同住宅（マンション・アパートなど）の共用部分をバリアフリー改修される際に、改修工事費の一部を補助しています。工事着手前に、補助申請していただくことが必要となります。対象工事や補助金額など、まずは、すまいるネットにご相談ください!!

【補助申請者】

- ・区分所有の共同住宅：管理組合等の代表者（理事長など）
- ・賃貸住宅等：住宅所有者

【対象住宅】

- ・神戸市内にある、既存の共同住宅（1/2超が住宅であること）



例：廊下・階段などの段差の解消、手すりの設置、床のノンスリップ化、自動扉の新設や引き戸への取替え、エレベーターの新設など

【補助対象工事】

- ・共同住宅の住宅共用部分における改修工事で、平成27年3月31日までに全ての手続きが完了できるもの

【補助金額】

- ・補助対象工事の1/2の金額（消費税除く、千円未満の端数は切り捨て）と補助金の上限額のいずれか低い額
- ※住宅戸数100戸以下：30万円
- 住宅戸数100戸以上：30万円+1,500円×（住宅戸数-100戸）但し、90万円を上限
- ただし、複数等ある場合や、過去に補助を受けたことがある場合などは、補助限度額が異なることがあります。必ず、すまいるネットにご確認下さい。

【受付期間】

平成26年4月1日（火）から12月19日（金）まで、先着順で受付
 ※神戸市予算額に達し次第、受付締切

エレベーター設置を検討する分譲マンションへ専門家を派遣します！ 「分譲マンション バリアフリーアドバイザー派遣制度」 継続

すまいるネットでは、分譲マンションの管理組合がバリアフリー改修に向けて新たにエレベーターの設置を検討するにあたり、必要な情報の提供、調査・検討などを支援する為の専門家「バリアフリーアドバイザー（建築士）」を無料で派遣します。

【対象】

共用部分に新たにエレベーターの設置を検討する、神戸市内に存する分譲マンション※の管理組合など ※1/2超が住宅であること

【アドバイザーの業務内容】

- ・既存建物の状況、敷地利用状況、地域地区、周辺土地利用等の現地調査
- ・エレベーターの設置位置、比較検討案などの計画図の作成
- ・日影検討図の作成などの建築基準法等関係法規の適合検討
- ・概算事業費、概算管理費等の算出

